



別添

国自安第117号  
平成28年9月9日

公益社団法人 日本バス協会会長 殿

国土交通省自動車局安全政策課長



### G7 長野県・軽井沢交通大臣会合開催に伴うテロ対策の徹底について

伊勢志摩サミット等開催にあたり、関係者の皆様にはテロ対策の徹底について格別のご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

ご承知のとおり、一連のG7首脳会議・関係閣僚会合の最後の関係閣僚会合として、9月23日から25日までの間、長野県軽井沢町においてG7交通大臣会合が開催されます。

今般、標記について、平成28年9月7日付け国官危管第13号により、所管分野においてテロ対策の徹底を図るよう協力依頼がありました。

これまでも、国民生活の「安全・安心」を確保する観点から、最重要課題のひとつとしてテロ対策の強化・徹底に取り組んでいただいているところではあります。改めて、所管施設の点検及び人出が予想される交通関係施設等を中心に、別紙のテロ対策の徹底を図っていただきますよう、貴会傘下会員に対し周知徹底をお願いいたします。

(参考資料)

伊勢志摩サミット等開催に伴うテロ対策の徹底について（国自安第250号）



## テロ対策の徹底について

### 【共通事項】

- ・ 海外勤務者・海外出張者へのテロ関連情報の積極的提供等による安全の確保
- ・ サミット等開催地における交通総量抑制
- ・ サイバーセキュリティ対策の強化

### 【バス】

- ・ 始業・終業時等における車内の点検
- ・ 起終点における車内の点検
- ・ 営業所・車庫内外の巡回
- ・ 終業後のドアロックの徹底
- ・ 車両、身分証明書、制服等の管理及び盗難・紛失時の警察への連絡の徹底
- ・ 主要営業所・車庫における巡回強化
- ・ 主要駅のバス停における巡回強化
- ・ 警戒要員等を主要バス乗降場に派遣して不審者・不審物に対する警戒を実施
- ・ 主要バス停にテロ対策実施中であること及び不審者・不審物発見時の協力要請を記載したはり紙の貼付
- ・ 車内放送等により乗客への危険物持込み禁止、不審者・不審物発見に関する協力要請を実施
- ・ 不審者情報等の警察への通報連絡の徹底
- ・ テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備及び確認
- ・ テロ発時における運行の調整
- ・ 公益社団法人日本バス協会が策定した「バスジャック統一対応マニュアル」を踏まえたバスジャック対策の再確認及び初動対応の訓練の実施

### 【ハイタク】

- ・ 始業・終業時等における車内の点検
- ・ 営業所・車庫内外の巡回
- ・ 終業後のドアロックの徹底
- ・ 車両、身分証明書、制服等の管理及び盗難・紛失時の警察への連絡の徹底
- ・ 乗客への不審物発見に関する協力要請の実施
- ・ 不審者情報等の警察への通報連絡の徹底
- ・ テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備及び確認
- ・ テロ発時における運行の調整

【 トラック等】

- ・ 営業所・車庫内外の巡回
- ・ 終業後のドアロックの徹底
- ・ 車両、身分証明書、制服等の管理及び盗難・紛失時の警察への連絡の徹底
- ・ 荷送り人に覚えがないなど不審な荷物である旨の連絡があった場合には、荷物に触れないよう注意喚起するとともに、荷物の状態に応じ、速やかな引き取り、警察への連絡等適切に対応する。
- ・ 営業所等で不審な荷物を発見したときは、触れないようにするとともに、荷物の状態に応じ、警察への連絡等適切に対応する。
- ・ 放射性物質等危険物輸送における安全管理を徹底する。
- ・ テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備及び確認

【レンタカー】

- ・ レンタカーを借り受けようとする者の氏名、住所及び運転免許（外国人にあっては国内における運転資格の有無）の確認を徹底するとともに、不審者については速やかに警察に連絡する。
- ・ レンタカー返却後の車内の不審物チェックの徹底
- ・ 車両盗難時の警察への連絡の徹底
- ・ テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備及び確認

【バスターミナル】

- ・ 警戒要員等による巡回の徹底
- ・ ゴミ箱の閉鎖又は集約化
- ・ 監視カメラの設置・作動状況の再確認
- ・ 場内にテロ対策実施中であること及び不審者・不審物発見時の協力要請を記載したはり紙の貼付
- ・ 場内放送等により、旅客への不審者・不審物発見に関する協力要請の実施
- ・ 不審者情報等の警察への通報連絡の徹底
- ・ テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備及び確認
- ・ テロ発生を想定した訓練の実施

【自動車道】

- ・ 営業所・料金所の巡回
- ・ 不審車両の通行と思われる場合は警察への連絡等適切に対応する。
- ・ 路線内の巡回強化
- ・ テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備及び確認

国自安第250号  
平成28年2月15日

公益社団法人 日本バス協会会長 殿  
日本バスター・ミナル協会会長 殿  
一般社団法人 公営交通事業協会会長 殿  
一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会会長 殿  
一般社団法人 全国個人タクシー協会会長 殿 } (単名各通)  
公益社団法人 全日本トラック協会会長 殿  
一般社団法人 全国レンタカー協会会長 殿  
一般社団法人 日本陸送協会会長 殿  
日本有料道路協会会長 殿

国土交通省自動車局長

#### 伊勢志摩サミット等開催に伴うテロ対策の徹底について

国土交通省では、これまで国民生活の「安全・安心」を確保する観点から、最重要課題の一つとしてテロ対策の強化・徹底に取り組んでいるところであります。

伊勢志摩サミット等につきましては、首脳会議が5月26日及び27日に三重県志摩市賢島において開催されます。また、関係閣僚会合につきましては、外務大臣会合が4月10日及び11日に広島市において、農業大臣会合が4月23日及び24日に新潟市において、情報通信大臣会合が4月29日及び30日に高松市において、エネルギー大臣会合が5月1日及び2日に北九州市において、教育大臣会合が5月14日及び15日に倉敷市において、環境大臣会合が5月15日及び16日に富山市において、科学技術大臣会合が5月15日から17日までの間つくば市において、財務大臣・中央銀行総裁会議が5月20日及び21日に仙台市において、保健大臣会合が9月11日及び12日に神戸市において、交通大臣会合が9月24日及び25日に軽井沢町において、それぞれ開催されます。

また、昨年11月にフランス・パリにおいて発生した同時多発テロ事件では、スタジアムや劇場等が標的となって多数の犠牲者等が発生したところであり、いわゆる「ソフトターゲット」への対策の重要性が改めて認識されており、警察庁警

備局長より別添のとおり伊勢志摩サミット等開催に伴う警備協力について要請がありました。

つきましては、海外勤務者等の安全確保並びに交通機関及び交通関係施設、人出が予想される施設等を中心に、改めて別紙のテロ対策の徹底を図っていただきますよう貴会傘下会員に対し周知徹底をお願い致します。

## 別 紙

### テロ対策の徹底について

#### 【共通事項】

- ・ 海外勤務者・海外出張者へのテロ関連情報の積極的提供等による安全の確保
- ・ サミット等開催地における交通総量抑制
- ・ サイバーセキュリティ対策の強化

#### 【バス】

- ・ 始業・終業時等における車内の点検
- ・ 起終点における車内の点検
- ・ 営業所・車庫内外の巡回
- ・ 終業後のドアロックの徹底
- ・ 車両、身分証明書、制服等の管理及び盗難・紛失時の警察への連絡の徹底
- ・ 主要営業所・車庫における巡回強化
- ・ 主要駅のバス停における巡回強化
- ・ 警戒要員等を主要バス乗降場に派遣して不審者・不審物に対する警戒を実施
- ・ 主要バス停にテロ対策実施中であること及び不審者・不審物発見時の協力要請を記載したはり紙の貼付
- ・ 車内放送等により乗客への危険物持込み禁止、不審者・不審物発見に関する協力要請を実施
- ・ 不審者情報等の警察への通報連絡の徹底
- ・ テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備及び確認
- ・ テロ発時における運行の調整
- ・ 公益社団法人日本バス協会が策定した「バスジャック統一対応マニュアル」を踏まえたバスジャック対策の再確認及び初動対応の訓練の実施

#### 【ハイタク】

- ・ 始業・終業時等における車内の点検
- ・ 営業所・車庫内外の巡回
- ・ 終業後のドアロックの徹底
- ・ 車両、身分証明書、制服等の管理及び盗難・紛失時の警察への連絡の徹底
- ・ 乗客への不審物発見に関する協力要請の実施
- ・ 不審者情報等の警察への通報連絡の徹底
- ・ テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備及び確認
- ・ テロ発時における運行の調整

### 【 トラック等】

- ・ 営業所・車庫内外の巡回
- ・ 終業後のドアロックの徹底
- ・ 車両、身分証明書、制服等の管理及び盗難・紛失時の警察への連絡の徹底
- ・ 荷送り人に覚えがないなど不審な荷物である旨の連絡があった場合には、荷物に触れないよう注意喚起するとともに、荷物の状態に応じ、速やかな引き取り、警察への連絡等適切に対応する。
- ・ 営業所等で不審な荷物を発見したときは、触れないようにするとともに、荷物の状態に応じ、警察への連絡等適切に対応する。
- ・ 放射性物質等危険物輸送における安全管理を徹底する。
- ・ テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備及び確認

### 【レンタカー】

- ・ レンタカーを借り受けようとする者の氏名、住所及び運転免許（外国人にあっては国内における運転資格の有無）の確認を徹底するとともに、不審者については速やかに警察に連絡する。
- ・ レンタカー返却後の車内の不審物チェックの徹底
- ・ 車両盗難時の警察への連絡の徹底
- ・ テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備及び確認

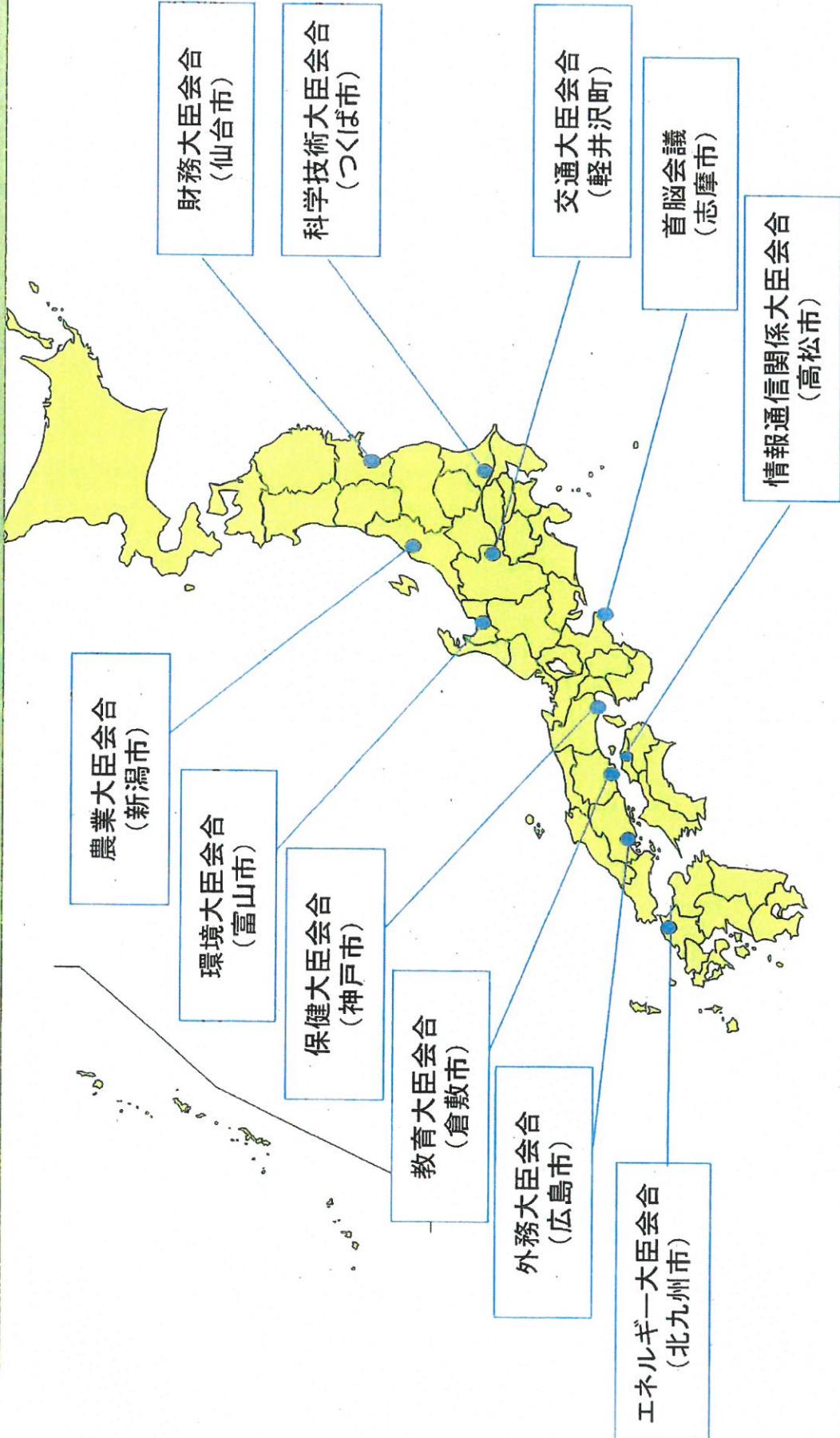
### 【バスターミナル】

- ・ 警戒要員等による巡回の徹底
- ・ ゴミ箱の閉鎖又は集約化
- ・ 監視カメラの設置・作動状況の再確認
- ・ 場内にテロ対策実施中であること及び不審者・不審物発見時の協力要請を記載したはり紙の貼付
- ・ 場内放送等により、旅客への不審者・不審物発見に関する協力要請の実施
- ・ 不審者情報等の警察への通報連絡の徹底
- ・ テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備及び確認
- ・ テロ発生を想定した訓練の実施

### 【自動車道】

- ・ 営業所・料金所の巡回
- ・ 不審車両の通行と思われる場合は警察への連絡等適切に対応する。
- ・ 路線内の巡回強化
- ・ テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備及び確認

## サミット及び閣僚会合の開催地について



平成 28 年 8 月 8 日

G7 長野県・軽井沢交通大臣会合準備室

## G7長野県・軽井沢交通大臣会合の開催について

日本が議長国となる G7 伊勢志摩サミットの関連会合の一つとして、平成 28 年 9 月 23 日(金)～25 日(日)に長野県軽井沢町において、G7 長野県・軽井沢交通大臣会合が開催されます。G7 交通大臣会合は、昨年9月にドイツで初めて開催され、今年が2回目の開催となります。今回の会合では、当面の大きな課題である「交通インフラ整備と老朽化への対応のための基本的戦略」、「自動車及び道路に関する最新技術の開発・普及」について議論され、G7 で協調すべき交通政策の方向性を打ち出すため、大臣宣言を発表予定です。

G7 長野県・軽井沢交通大臣会合の詳細は下記及び別添 1 のとおりです。

### 記

1. 日 程 : 平成 28 年 9 月 23 日 (金) ~25 日 (日)
2. 場 所 : 長野県北佐久郡軽井沢町 軽井沢プリンスホテル
3. 議 題 :
  - ①交通インフラ整備と老朽化への対応のための基本的戦略
  - ②自動車及び道路に関する最新技術の開発・普及
4. 参加予定国 : 日本、カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、英国、米国、EU
5. 日程概要 (予定) :
  - 9月23日 (金) 欽迎夕食会 (国地元共催)
  - 9月24日 (土) オープニングセッション、フォトセッション／記念植樹、自動運転に関する官民セッション、大臣主催昼食会、セッション1「交通インフラ整備と老朽化への対応のための基本的戦略」、セッション2「自動車及び道路に関する最新技術の開発・普及」、議長記者会見、大臣主催晩餐会

※9月23日 (金) 又は 25 日 (日) に参加国によるバイ会談が行われる可能性があります。

### 6. 取材事前登録 :

取材を希望される方は、登録要領 (別添 2) をご参照のうえ、8月23日 (火) までに事前登録をお願いします。

### 7. その他 :

本日 14 時 30 分、会合の概要及び取材事前登録等についての、事前ブリーフィングを行います。

＜同時配布先：フォーリンプレスセンター、外国人特派員協会、全国地方新聞社連合会、長野県政記者クラブ、軽井沢町記者会＞

〈問い合わせ先〉 G7 長野県・軽井沢交通大臣会合準備室 石垣、豊田

(代表) : 03-5253-8111 (内線 25754、25204)、(直通) : 03-5253-8312、(FAX) : 03-5253-1561

## G7 長野県・軽井沢交通大臣会合について

○日本が議長国となる G7 伊勢志摩サミットの最後の関連閣僚会合として、2016 年 9 月 23 日-25 日に長野県軽井沢町において開催し、当面の大きなテーマである次の 2 つについて議論される予定。自動運転の早期実現や老朽化する交通インフラへの対応など先進国に共通する喫緊の課題を取り上げ、G7 で協調すべき政策の大きな方向性を打ち出すべく、大臣宣言が発表される予定

【参考】メンバー G7 各国（日、アメリカ、イギリス、イタリア、カナダ、ドイツ、フランス）の交通担当大臣、欧州委員会交通担当委員

### ・ テーマ 1 「交通インフラ整備と老朽化への対応のための基本的戦略」

対象：交通インフラ整備のファイナンス、戦略的な社会資本整備と最新技術を活用した交通インフラの更新方策

各先進国とも、経済発展の過程で、着実にインフラストラックが形成され、蓄積が高まる中、インフラの老朽化が進行している。このため、インフラを適切に維持管理・更新しつつ、必要な新規・高度化投資を行っていくためには、メンテナンスコストを縮減・平準化し、インフラを賢く使いながら、適切なファイナンス方策を確保することが、先進国各国ともに大きな共通課題となっている。

したがって、このようなインフラの維持更新への計画的対応やそのコストの縮減・平準化方策、特に、最新技術を活用した交通インフラの更新方策、あるいは、財政的制約がある中でのインフラのファイナンス方策について、先進国の中で、知見を共有し、解決のための今後の対応の方向性を模索することとする。

### ・ テーマ 2 「自動車及び道路に関する最新技術の開発・普及」

対象：自動運転・ITS・燃料電池自動車、電気自動車等次世代自動車

現在、自動車の自動運転は開発が加速的に進展しつつある。また、ITS 技術の高度化も進められている。こうした技術の実用化により、事故の未然防止による安全性の向上、渋滞の緩和、高齢者の移動支援、公共交通での活用など様々な効果が期待される。また、燃料電池自動車等次世代自動車の普及による地球温暖化対策への寄与も期待される。

このような最新技術の開発については、激しい国際競争が繰り広げられている一方で、その普及のために国際協調を図る必要があるため、先進国が歩調をあわせて取り組む方向性を打ち出すことを目指す。

平成12年 7月17日 制定  
平成20年12月 2日 改定

## バスジャック統一対応マニュアル

### I. 車両における乗務員の対応

#### **1. 対応の基本**

次の三原則を基本とする。

- (1) 乗客の安全確保を最優先する。
- (2) 運行の安全確保に最善をつくす。
- (3) 乗客及び運行の安全を確保するため、原則として、犯人の要求に従って行動する。

#### **2. 車外への連絡**

バスジャックが発生した場合は、以下の手段を講じ車外へ知らせる。

- (1) 状況を判断した上で、犯人に気づかれないよう、非常用防犯灯等の緊急連絡装置を作動させる。  
なお、緊急連絡装置を装備していない場合には、非常点滅表示灯（ハザードランプ）の点灯を継続し、併せてパッシングを繰り返す。
- (2) 無線、携帯電話等の通信機器が装備されており、その使用が可能な場合には、その機器により最寄りの営業所及び警察に連絡する。

営業所への連絡は、状況により、予め定めた暗号の使用等、犯人に気づかれない方法により行う。

#### **3. 留意事項**

- (1) 犯人への対応には次のような点に留意する。
  - ア 犯人を刺激しないよう、できる限り慎重に対応する。
  - イ 犯人の個人的な内部事情に立ち入る会話をしない。
  - ウ 状況が許せば、子供、高齢者等を優先し乗客を解放するよう犯人に求める。
  - エ 犯人について、人数、特徴並びに凶器の有無及び目的を把握する。
  - オ 無謀な犯人逮捕等は行わず、警察の対応に対して、できる限りの協力を行う。
- (2) 乗客への対応には次のような点に留意する。
  - ア 乗客数と特徴（性別、年齢等）をできる限り把握する。
  - イ 乗客の健康状態、心理状況に配慮し、落ち着かせるため、状況が許せば乗客に呼びかける。

#### **4. 予告情報への対応**

- (1) 運行中に、本社（営業所）又は警察から、予告情報に対する対応を要請された場合には、乗客及び運行の安全を確保するため、直ちにその指示に従う。
- (2) 予告の具体性によって乗客に協力を求める必要がある場合には、警察又は本社（営業所）の指示により、過大な不安を与えることが無いよう配慮しつつ、乗客に対し事実を伝え、協力を求める。

## **II. 事業者の対応**

#### **1. 発生時の連絡・報告**

- (1) 被害車両や他の車両等警察以外から発生情報を入手した場合は、警察への連絡を最優先し、その指示に従う。その際、連絡の重複、情報の真偽は問わない。
- (2) 運輸局等関係当局に対しても、速やかに発生情報を連絡し、指示に従う。その際、連絡の重複、情報の真偽は問わない。
- (3) 社内の連絡・報告は、本社への連絡・報告を最優先し、各社が定めた緊急連絡網により行う。
  - ア 本社報告責任者は最高責任者への報告を最優先する。なお、本社報告責任者が不在の場合は予め定めた代務者がこれを行う。
  - イ 本社が勤務時間外の場合は、本社報告責任者又はその代務者の予め指定された連絡先に連絡し、報告する。
- (4) 連絡・報告は、次の事項について簡単、明瞭かつ迅速に行う。
  - 「いつ、どこで、どこ発どこ行きのバスが、乗客何人を乗せ、何が起こったか」
- (5) 被害車両その他運行中の車両に対応を求める必要がある場合には、乗客及び運行の安全を確保するため、乗務員に対してその旨の連絡を行う。
- (6) 共同運行会社や地域事業者等の関係者に対し、地方バス協会と連携して必要な情報を伝達する。

#### **2. 対策本部の設置等**

- (1) 本社は、バスジャックの発生情報を受けた場合は、直ちに、各社が定めた設置要領に基づき、対策本部を設置する。
- (2) 対策本部は、各社が定めた動員体制に基づき、社員を招集する。  
事件の進捗状況によっては親会社（親会社がある場合）及び地方バス協会へ応援を要請する。
- (3) 対策本部における総務、広報、現場支援、補給、被害者対策等の各部署は、各社が

定めた業務処理要領に基づき、業務を行う。

特に、警察、消防、運輸局等関係機関に対する対応及び被害者等への対応は、予め定めた責任者が一元的に行う。

(4) 被害者等への対応は、次の原則を基本とする。

ア できる限り、家族等への情報提供を充実する。

イ 支援措置に最善を尽くす。

ウ 誠心誠意、被害者等への対応を行う。

### 3. 予告情報への対応

予告情報を入手した場合は、上記 **1. 発生時の連絡・報告**に準じ、速やかに連絡・報告を行い、警察、運輸局等関係当局の指示に従う。

### 4. その他（平時）の対策

(1) 警察と連携し、事件発生を想定した実戦的な訓練を年1回以上実施する。

(2) 関係当局からの指示や関係者への情報の伝達などに速やかに対応できるよう、地域事業者間や共同運行会社及び関係機関等との相互における夜間・休日の連絡体制も含めた緊急連絡体制を整備しておく。

(3) 早期解決を図るために、次に掲げる機器等の装備に努める。

ア 車外の歩行者・一般車両等に対し、警察への通報等を求めるための非常用防犯灯

イ G P Sの活用等により、被害車両の位置を会社で把握できる通信機器

ウ 映像又は音声により、被害車両の車内状況を会社で把握できる通信機器

なお、これら装置を装備する場合には、運転者が犯人に気づかれないように行動で  
きるよう、通報ボタンの取り付け位置等に配慮する。

(4) 未然防止を図るため、アクリル板の設置等、2階建てバスを中心に運転者に対する  
犯人からの直接的な被害を防ぐための措置を講じるよう努める。

## 「バスジャック統一対応マニュアル」遂行上の配意事項

バスジャック統一対応マニュアルに示す事業者等の対応に係る部分については、下記事項に配意し、対策を講じる。

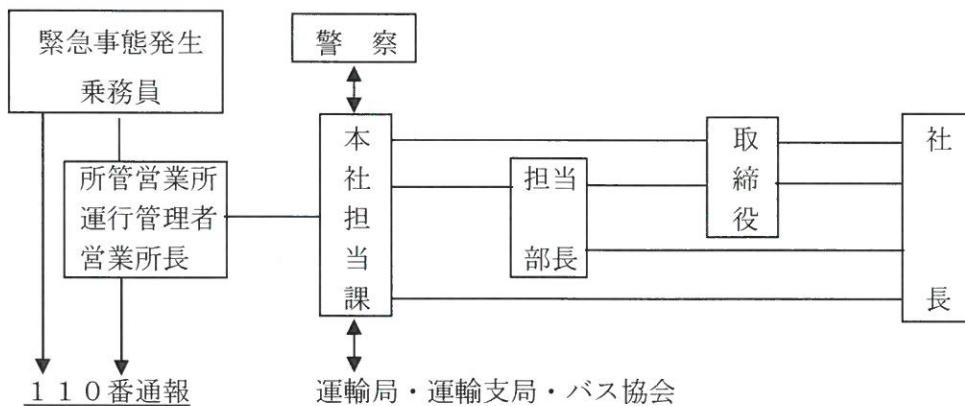
### 記

#### 1. 緊急連絡網の整備

##### (1) 社内緊急連絡網

- ア. 各事業者が実情に合わせ、社内の連絡・報告網を定める。
- イ. 最高責任者への報告を最優先する。

(例)



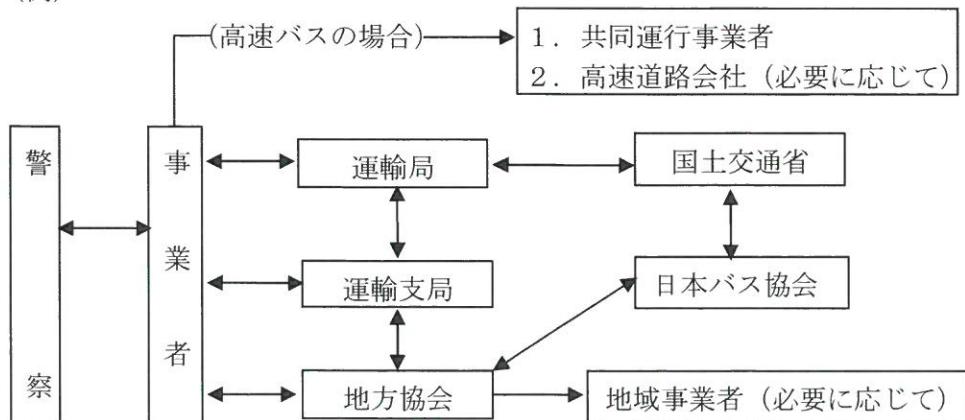
##### (2) 関係者への緊急連絡網の整備

夜間・休日も含めた運輸局、運輸支局、バス協会、地域のバス事業者及び共同運行会社への緊急連絡に対応できるよう、緊急連絡網を整備する。

ア. 一般路線バス事業者及び貸切バス事業者は、地方バス協会、警察本部、運輸局、運輸支局と共有する。

イ. 高速バス（空港連絡バスを含む。）については、高速道路会社を加える。

(例)



## 2. 応援体制の整備

### (1) 地方バス協会

ア. 地方バス協会は、傘下事業者に非常事態が発生した場合の連絡・応援体制を定める。

イ. 事業者が多い地方バス協会にあっては、必要に応じて、ブロック別体制を定める。

### (2) グループ会社

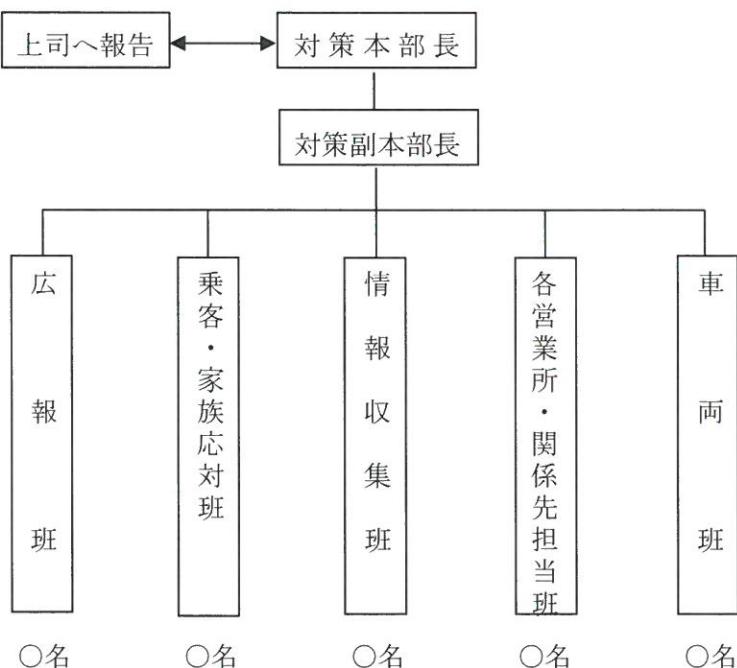
ア. グループ会社は、親会社を中心に非常事態が発生した場合の連絡及び応援体制を定める。

イ. その他、グループ会社の実情に応じて必要な事項を定める。

## 3. 対策本部設置要領

緊急事態発生の際は、各事業者が実情に合わせ、対策本部を設置する。

(例)



### 広報班

- ◎ 重要な情報を整理して、対策本部長と連絡を密にし、広報課と調整を行う。
- ◎ 報道機関への連絡、途中経過の発表のタイミングの検討や発表の準備を行う。
- ◎ 報道機関全般を担当する。

### 乗客・家族応対班

- ◎ 情報収集班、各営業所・関係先担当班との連絡を密にして、乗客や家族の情報収集に努める。
  - ◎ いつでも、どこでも出動できるよう、人と車を手配する。その際、必要な経費を用意する。
  - ◎ 現地では警察署、消防署との連絡を密にし、対策本部への報告や連絡、調整を行う。
  - ◎ 負傷者があれば病院に急行して負傷者の状況把握や窓口になりお世話を努める。
- また、必要によっては、早めにそれぞれの該当場所付近に出動命令を出して近くに待機させる。
- ◎ ご家族の方への状況報告を速やかに行うとともに、対策本部に直ちに報告する。

### 情報収集班

- ◎ 乗客・家族応対班や各営業所・関係先担当班との連絡を密にして、入手した情報を手際よく整理する。
- ◎ 特にお客様の氏名、年齢、家族への連絡先等の情報は、個人情報の保護に留意しつつ、別紙にわかり易く整理する。
- ◎ 現場近くの警察署、消防署、搬送された病院の電話番号などを整理する。

### 各営業所・関係先担当班

- ◎ 事件発生営業所をはじめ各営業所に入手した情報を知らせ、状況に応じて現地対策班の設置を指示する。
- ◎ 各営業所に対して、家族からの問い合わせや情報は細大漏らさず報告するよう指示するとともに、当該情報等については遅滞なく乗客・家族応対班、情報収集班に連絡する。
- ◎ 運輸局、バス協会等と連絡を密にして、グループ会社、共同運行会社及び地域のバス事業者等、関係事業者に注意喚起情報の伝達等必要な連絡を行う。

### 車両班

- ◎ 情報に基づいて、当該車両の図面、同型式車両の所在営業所を把握する。
- ◎ 状況に応じて、バスメーカー、ボディメーカー等に応援を要請する。

#### (動員体制の例)

営業所	営業課	運転課	整備課	広報課	総務課
所長	課長	課長	課長	課長	課長
整備長	係長	係長	係長	係長	係長
助役	以下〇〇名	以下全員	以下〇〇名	以下全員	以下〇〇名
以下〇〇名					

## 4. 定期的な訓練の実施

- ア. 警察と連携し、実戦的な訓練を毎年一回以上行う。
- イ. 上記訓練は、警察・運輸局等と連携のもと、地方バス協会等の主導によって実施するほか、可能であれば各事業者ごとに行うことが望ましい。

## 5. 緊急連絡手段等の整備

### (1) 速やかにとるべき措置

- ア. バス車両には次の設備のうち一つを装備する。(優先順位は高速、路線、貸切。)
  - ◎ 非常事態発生を知らせる防犯灯(車両の後面に装備)
  - ◎ SOS等、文字による非常事態発生の表示灯(車両の後面に装備)
  - ◎ 非常点滅表示灯の点滅回数を増加させる装置(ただし、当該装置については、車両代替等の機会を捉えて上記防犯灯又は非常事態発生表示灯に替えるほか、可能な限り早期の交換に努める。)
- イ. 各事業者は、自社が装備した緊急連絡手段について、ホームページに掲載するとともにバスターーミナルや主要乗降所等に掲示するなど、広く国民の協力を求める。

ウ. バスロケーションシステムやG P S等を利用した高度な運行管理システムを導入する場合には、同システムに緊急連絡機能を組み込む。

(2) 優先してとるべき措置

高速バスを中心に、積極的に次の緊急連絡設備等の装備に努める。

ア. 防犯カメラの設置

カメラを設置している旨を表示するとともに、社内規定を設けて、情報取り扱い者を指定するなど、乗客のプライバシー保護に充分配慮する。

イ. 非常事態発生時の車内状況を映像又は音声により送信できる装置

ウ. G P S等を利用した非常事態発生時の位置情報を送信できる装置

エ. アクリル板の設置等、2階建てバスを中心に、運転者に対する犯人からの直接的な危害を防ぐための措置

6. 事件に遭遇した運転者に対する措置

身体及び精神面でのダメージを癒すため、専門医による充分なケアを行う。